

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年8月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年8月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人げんき妙高
- 3 代表者の氏名
太田 善万

- 4 主たる事務所の所在地
妙高市大字関川 1252 番地 10

- 5 定款に記載された目的

この法人は生涯をとおり「げんき」に健康で明るく暮らせる地域「妙高」を創る「健康保養地づくり」のために妙高市民をはじめ、この地で健康づくりを望む全ての方々に、情報の提供や普及啓発、健康プログラムの提供を行い、以って健康寿命の延伸、医療費の削減を図ること。また、高齢者、身体障害者等の方々の生活障害を緩和するための日常的な生活支援に貢献することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動